資料1

仙台市協働まちづくり推進委員会の運営について（案）

１．委員会は、原則として公開とし、傍聴定員は 10 名とする。

２．議事録は、事務局で作成し、出席委員全員が確認した後、委員長及び議事録署名委員が署名する。

３．議事録署名委員は、委員長を除き、五十音順にあたるものとする。担当委員が欠席の場合は、次の順番の委員が務め、当該欠席委員は次回の委員会において務めるものとする。

４．議事録は、市政情報センター及び区情報センター（宮城野区，若林区及び太白区に設置）で閲覧に供するほか、仙台市ホームページでも公開する。